

エネルギーのふるさと



とまり



泊小学校大運動会 〈平成25年6月2日〉

2013
平成25年
7月
No.623

…………… 今月の主な内容 ……………

- ◆ 熱戦 泊小学校大運動会&泊中学校陸上記録会
- ◆ 後期高齢者医療制度・児童手当制度のお知らせ
- ◆ 第42回とまり群来まつり 7月20日開催
- ◆ 日本海ニコニコ元気村トピックス
- ◆ 暮らしの告知板

やさしく走ろう泊のみち

泊小学校大運動会・泊中学校陸上記録会が6月2日と7日、盛大に開催されました。
 両日とも、青空の広がる絶好の運動会日和。この日のために一生懸命に練習や準備してきた成果を元気いっぱいに披露していました。

1,2年生 50M徒競走



3,4年生 イントロダービー



1,2年生
あした天気になあれ!

小学校運動会では、趣向を凝らした種目が多く行われ、笑いや歓声が響いていました。
 運動会テーマ「全力を出すのはいつ? 今でしょ!!」



5,6年生 いっしょに走るのはいつ? 今でしょ!!

1~3年生 キャラメル ダンセン



4~6年生 よさこいソーラン2013



全校紅白綱引き



3,4年生
だるま運びリレー



3~6年生 大玉運びタイムレース

熱戦運動会 & 陸上記録会

宣誓



男子100M



中学校陸上記録会では、抜きつ抜かれつの全員リレーなどが行われ、大きな声援が送られていました。
記録会テーマ「つなげ!! 光のバトン」

女子100M



男子ボール投げ



男子走り高跳び

男子走り幅跳び



男子1500M



女子800M



女子ボール投げ

児童手当制度のご案内

<支給対象>

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

<支給額>

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律 10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

<支給時期>

原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

<支給要件>

- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象となります）。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ③父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- ④児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ⑤児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

はじめに行うこと

<認定請求>

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、泊村に届出が必要です。村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

<認定請求に必要な添付書類>

- ①請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写し
- ②所得証明書前年の1月1日に、泊村に住民登録の無かった方
→ 全住所地の市区町村長が発行する所得証明書
- ③通帳（請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの）

続けて手当を受けるには？

<現況届（毎年6月に提出）>

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

<現況届に必要な添付書類>

- ①請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写し
- ②所得証明書前年の1月1日に、泊村に住民登録の無かった方
→ 全住所地の市区町村長が発行する所得証明書
- ③通帳（請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの）…変更がなければ必要ありません。

次に該当する場合には届出が必要です

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②泊村内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ③受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
- ④国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

児童扶養手当について

<児童扶養手当とは？>

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

<支給要件は？>

次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母が生死不明の子ども
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻などによらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

<手当額（月額）とは？>

受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○子ども1人の場合

全部支給：月額 41,430円 一部支給：月額 41,420～9,780円

○子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円、3人目以降は1人につき：3000円

<支払時期は？>

原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

<手当を受ける手続き>

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- その他必要書類

※印鑑、請求者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行以外）を持参して下さい。

<現況届>

児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届を提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

特別児童扶養手当について

<特別児童扶養手当とは？>

精神又は身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

<支給要件は？>

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

<手当額（月額）とは？>

1級：50,400円 2級：33,570円

<支払時期は？>

原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

<手当を受ける手続き>

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- 診断書（用紙は役場にあり。）
- その他必要書類

※印鑑、請求者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行以外）を持参して下さい。

<所得状況届>

特別児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届を提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

お問い合わせ先 泊村役場 住民福祉課 福祉係 TEL 75-2134

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成25年度の保険料のお支払いと
保険証（被保険者証）の一斉更新について

■ 7月に保険料額をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。
 ≪保険料の計算方法≫

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円) × 10.61%	=	1年間の 保険料 (100円未満切捨て)
---	---	--	---	------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
 ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	→	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→	9割軽減	【年額】 4,770円
33万円	→	8.5割軽減	【年額】 7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	→	5割軽減	【年額】 23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	→	2割軽減	【年額】 38,167円

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■ 保険料のお支払い方法

- 保険料は、「年金からのお支払い」または「納付書」によるお支払いとなります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。
 (年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

■ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、泊村住民福祉課保険係へご相談ください。
 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、泊村住民福祉課保険係までお申し出ください。

新しい保険証の色はピンク色です



■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、泊村住民福祉課保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は水色です



■医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月(平成25年1月～6月の医療費を対象)に行います。

●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または泊村住民福祉課保険係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

お住まいの市区町村

泊村役場 住民福祉課 保険係
電話 75-2132 (課直通)

日本海ニッコ元氣村トピックス

5/29

ノルディックウォーキングを楽しむ

泊村公民館周辺でノルディックウォーキング教室が行われました。
ノルディックウォーキングは、専用のポールを両手に持って歩くので下半身だけでなく、腕・上半身の筋肉を使う全身運動であるため、通常のウォーキングと比べ消費カロリーを上昇させ、膝の関節への負担も軽くできます。

参加者は気持ちの良い汗をかきながら、ノルディックウォーキングを楽しみました。

今後の教室開催日程

9月3日(火) 堀株海岸

お問い合わせ

泊村地域包括支援センター

TEL 65-2280



6/3

6/4

6/17

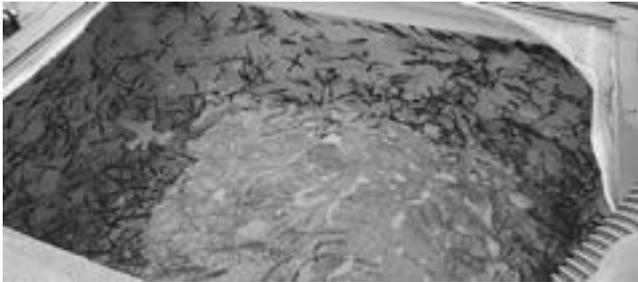
6/18

ニシン稚魚放流

ニシン資源の回復を図る目的で、道は40万尾の稚魚放流事業を堀株海岸で行い、体長約6cmの稚魚が魚体を光らせ、元気よく大海原へ泳いでいきました。

この事業は、4町村（泊村・岩内町・神恵内村・寿都町）と各漁協でつくる後志南部地域ニシン資源対策協議会が、稚魚の追跡や回帰の調査研究をおこなっています。

がんばって大きく育て、この前浜に戻ってきてほしいですね。



6/14

とまり保育所バス遠足

少々不安定な天気の中、親子でバスに乗り、保育所ゆり組園児20名が札幌市円山動物園に行ってきました。待ちに待った遠足に、子どもたちは朝からウキウキ、ワクワク。

大きな動物や元気に動き回る動物に園児たちは大喜びでした。1日たくさんの経験をしてきました。



第四十二回

とまり

7/20±
11時より

群来まつり



歌謡ショー
18:00~20:00
EAORR0100990002

第42回 とまり群来まつりプログラム

- 11:00~20:00 泊の味コーナー
- 11:00~17:00 伊方町物産コーナー
- 11:00~17:00 2013 とまりアート体験ワールド
★「ネイリストももこ」ネイルアートコーナー
★「アラヤサヤカ」アート体験コーナー
- 11:00~15:00 海濱おしばい作りコーナー
- 11:00~15:00 タッチ水槽
- 12:00~12:30 開会式
- 12:00~13:00 おらほのかに釣り名人戦
- 13:00~13:40 演奏 / 陸上自衛隊第11音楽隊
- 14:00~15:00 ウニ・ホタテ採り体験 17アート 100円
- 15:11:30~15:20:00 キッズダンスパフォーマンス



獣電戦隊
キョウリュウジャー
キャラクターショー
①11:00~11:30
②15:00~15:30
©2013 テレビ朝日・東映AG・東映

会場 盃海水浴場

17:30~
群来もちまき

18:00~20:00
歌謡ショー
※観覧の場合は泊中学校にて

20:00~21:00
花火大会

詳細は群来まつり実行委員会事務局までお問い合わせください

TEL0135-75-2101

主催：群来まつり実行委員会 後援：泊村 / 泊村観光協会



7月21日は参議院議員通常選挙の投票日です

公示日

7月4日(木)

投票日

7月21日(日)

大切にしていますか
あなたの1票!!

投票日にはみんなそろって
投票しましょう!!



投票時間

午前7時～午後8時

投票場所

- 第1投票所 泊地区集会所
- 第2投票所 盃地区集会所
- 第3投票所 茅沼地区集会所
- 第4投票所 渋井地区集会所
- 第5投票所 堀株地区集会所

期日前投票制度について

投票日に投票できない方はご利用ください。

- | | | |
|-------|---|-----------------------|
| 期 | 間 | 7月5日(金)～7月20日(土) |
| 時 | 間 | 午前8時30分～午後8時 |
| 会 | 場 | 泊村役場
(泊村選挙管理委員会まで) |
| 持参する物 | | 投票所入場券 |

選挙に関するお問い合わせ 泊村選挙管理委員会 TEL 75-2021

連帯保証人が複数いる場合の保証人の責任

<質問>

Aさんが債権者からお金を借りるにあたり、私(B)とCさんが連帯保証人になりました。

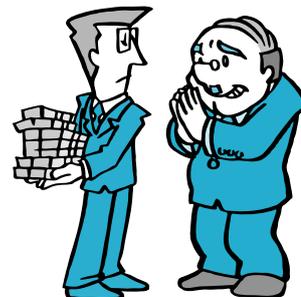
Aさんは、債権者に300万円の負債があるのですが払えません。私(B)は、Aさんの債権者から300万円全額の支払を請求されたのですが、Cさんも連帯保証人なのだから、BとCがそれぞれ150万円ずつしか支払う義務がないと思っています。正しいでしょうか？

<回答>

Bさんは、連帯保証人であるため、Aさんの債権者に対して300万円全額の支払いをする法律上の義務があります。

連帯保証ではない単なる保証の場合は、BさんとCさんが半分ずつ保証債務を履行すれば良いのですが、連帯保証の場合、連帯保証人は債権者に対して全額の支払い義務を負います。

連帯保証人の一人になる場合、「他にも保証人がいるから保証人の責任は軽くなる」と考えないように注意して下さい。



岩内ひまわり基金法律事務所 島山弁護士の法律豆知識

弁護士 島山 興一 岩内ひまわり基金法律事務所 TEL 0135-61-4777

泊発電所の状況

■泊発電所1号機

(定格電気出力57万9千キロワット)

・第17回定期検査中 期間：平成23年4月22日～

■泊発電所2号機

(定格電気出力57万9千キロワット)

・第16回定期検査中 期間：平成23年8月26日～

■泊発電所3号機

(定格電気出力91万2千キロワット)

・第2回定期検査中 期間：平成24年5月5日～



竜巻から身を守る

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流で発生する激しい空気の渦巻きです。一般的に竜巻の直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、竜巻が通過した場所では、激しい突風によって、住家が倒壊したり、自動車が飛ばされたりするなど、人命に関わる非常に大きな災害が発生します。

北海道では、1991年から2010年にかけて30個の竜巻が発生し、2006年11月7日には佐呂間町で9名の方が竜巻によって亡くなっています。

気象台では、竜巻が発生しやすい状況になった場合には次の情報を発表します。

発表のタイミング	情報の種類	対応
半日～1日前	「雷と突風に関する気象情報」発表 竜巻など激しい突風のおそれと明記	竜巻が発生しやすい気象状況が事前に確認する
数時間前	「雷注意報」発表 落雷、ひょう等とともに竜巻も明記	外出前に最新の注意報を確認する
0～1時間前	「竜巻注意情報」発表 今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていることをお知らせ	空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、しばらく避難し安全確保！ 自分の身は自分で守る！

□積乱雲が近づく兆しとは

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

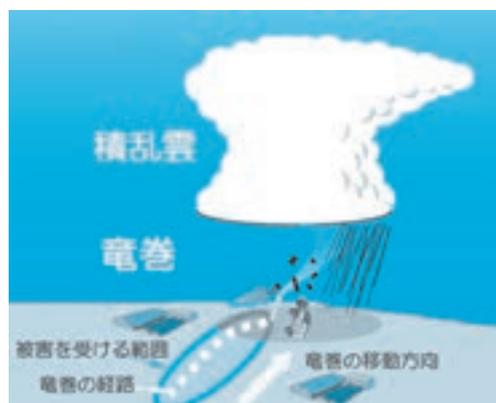
□竜巻が間近に迫ったら

<屋外では>

- ・頑丈な建物の中に移動する。
- ・頑丈な建物がない場合は、なるべく低い場所で姿勢を低くして頭を守る。

<屋内では>

- ・窓やカーテンを閉めて窓から離れる。
- ・窓のない部屋（できれば1階）に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入るなどし、身を小さくして頭を守る。



竜巻のイメージ図

問い合わせ先 札幌管区気象台天気相談所 TEL (011) 611-0170

※P11は平成25年度広報・調査等交付金事業により作成しております。

戦没者遺児による慰霊友好 親善事業の参加者を募集します

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集している。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としている。

費用は、参加費として9万円。5年を経過した方（平成19年度以前参加者）は2回目の応募をすることができる。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局（TEL 03-3261-5521）まで

お申込みは、お住まいの各都道府県遺族会へ

- | | |
|-----------------|----------------|
| 実施地域（広域地域） | （特定地域） |
| ①旧満州 | ①ビスマーク諸島 |
| ②西部ニューギニア | ②西部ニューギニア |
| ③アッツ島 | ③マーシャル・ギルバート諸島 |
| ④旧ソ連 | |
| ⑤中国（1次） | |
| ⑥マリアナ諸島 | |
| ⑦東部ニューギニア（1次） | |
| ⑧ボルネオ・マレー半島 | |
| ⑨トラック・パラオ諸島 | |
| ⑩ソロモン諸島 | |
| ⑪フィリピン（1次） | |
| ⑫ミャンマー・ベトナム（1次） | |
| ⑬台湾・バシー海峡 | |
| ⑭東部ニューギニア（2次） | |
| ⑮ミャンマー・インド（2次） | |
| ⑯フィリピン（2次） | |
| ⑰中国（2次） | |

くらしの告知板

役場 ☎75~2021

7月は

『不正軽油防止強化月間』です

「不正軽油」とは、軽油に灯油や重油などを混ぜた「混和軽油」や軽油以外の石油製品を混ぜ合わせた「製造軽油」などをいいます。

不正軽油をトラックなどの燃料用として販売又は使用しますと軽油引取税の脱税行為となります。

また、これらの不正軽油は、排気ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素酸化物）を増加させるため、大気汚染の原因となり、自然環境に悪影響を及ぼします。

北海道では、7月を「不正軽油防止強化月間」とし、不正軽油を「作らない」・「売らない」・「買わない」・「使わない」を合い言葉に、不正軽油撲滅の取組みを強化します。

不正軽油に関する情報がありましたら次のところまでご連絡ください。

お問い合わせ

- ・不正軽油110番（通話料無料）
フリーアクセス 0800-8002-110
- ・後志総合振興局地域政策部税務課
TEL 0136-23-1336（直通）
- ・不正軽油防止に向けて情報をお寄せください。
（リンク先：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/stop110.htm>）
- ・不正軽油とは？
（リンク先：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/keiyutoha.htm>）



事業主さん

安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。



中退共済制度
CHU 小企業 退 職金 共 済 制 度
T A I K Y O

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共

検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

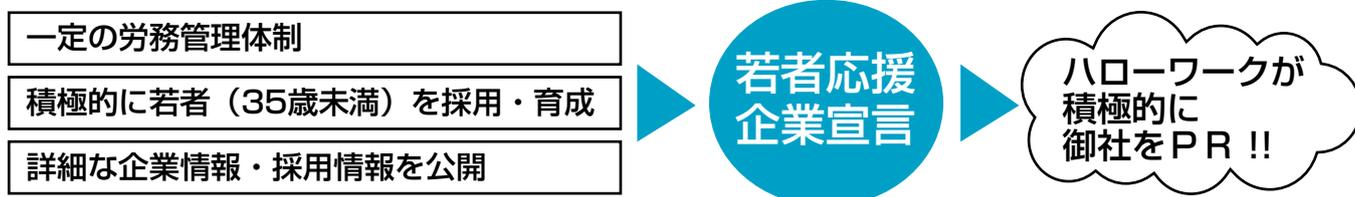
社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。 ※本事業は、25年度予算成立後に開始されます。現在はその事業の開始の準備を行っているものです。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> ・社内教育、キャリアアップ制度等 ・過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 ・過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 ・前年度の有給休暇および育児休業の実績 ・前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。

受講生募集のお知らせ

公共職業訓練「パソコン実務科」

- 訓練期間 平成25年9月2日(月)～平成25年11月29日(金)
 ※土、日、祝日は休み
- 訓練時間 9:00～15:50
- 訓練内容 初心者を対象にパソコンに関する幅広い知識とビジネスアプリケーションソフト(ワープロ、表計算・プレゼンテーション等)を活用するための技術を習得し、事務に活用できる資格取得(コンピュータサービス技能評価試験3級及び2級)を目指します。
- 受講料 受講料は無料(但しテキスト代として約9,000円と検定料がかかります)
- 定員 12名
- 対象者 雇用保険受給者または公共職業安定所長の受講指示が受けられる方
 雇用保険の受給資格がない方でも、公共職業安定所長の推薦があれば受講可能(雇用保険受給者で要件を満たしている方は受講手当・通所手当が支給されます)
- 募集期間 平成25年7月12日(金)～8月12日(月)
- 申込場所 岩内公共職業安定所
- 選考 8月19日(月) 13:30～
- 問合わせ 訓練の詳細については岩内地域人材開発センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

・岩内地域人材開発センター
 岩内町字東山8番地の16 TEL 62-2183

新規学校卒業者の採用準備を始めませんか! 新卒求人はハローワークへ申込みを!

平成26年3月新規学校卒業者(高校・中学)の求人は、6月20日から受付を開始しています。

新規学校卒業者の多くは地元での就職を希望していますが、地元企業の求人公開の遅れから、多くの若い人材が地元を離れて就職しています。

早期に採用計画を立て、ハローワークへ求人申込みされますようお願いいたします。

なお、高校・中学の新規学校卒業者の選考開始等の日程は下記のとおりです。

新規高等学校卒業者の選考日程等

- 求人受付開始 6月20日から
- 事業主への求人票(控)返戻 7月1日から
- 推薦(紹介)開始 9月5日から
- 選考・採用内定開始 9月16日から

新規中学校卒業者の選考日程等

- 求人受理開始 6月20日から
- 事業主への求人票(控)返戻 7月1日から
- 推薦(紹介)・選考・採用内定開始開始 12月1日から

お問い合わせ

・ハローワーク岩内
 〒045-8609 岩内町字相生199-1
 TEL 62-1262

**2つのサマーで
ワッショイ!
ワッショイ!**

5億円

**2000万
サマー
450本**

2013年 7月10日(水) 同時発売

発売期間: 7月10日(水)～8月2日(金)
 抽せん日: 8月13日(火) この宝くじの抽籤は岩内町の若くはあまのこに譲渡します。

平成25年度採用の 自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験日
自衛官 候補生	18歳以上 27歳未満 の者	男子	年間を通じ 行っています
		女子	8月1日～ 9月6日
一般曹 候補生	18歳以上(高 卒見込者含) 27歳未満の者	8月1日～ 9月6日	1次 9月16・17日 の指定する1日 2次 10月5日～11日 の指定する1日
海上・航 空自衛隊 航空学生	18歳以上(高 卒見込者含) 21歳未満の者	8月1日～ 9月6日	1次 9月21日 2次 10月12日～17日 3次 11月14日～12月 5日

お問い合わせ

- ・ 倶知安地域事務所
 倶知安町南3条東1丁目
 TEL 0136-23-3540
- ・ 役場担当窓口
- ・ 自衛官募集相談員
 安藤 徳久 TEL 75-2300



平成26年度後志町村職員 採用資格試験案内

受付期間 平成25年7月2日(火)～8月1日(木)
 第一次試験日 平成25年9月22日(日)
 試験会場 北海道倶知安高等学校
 (倶知安町北7条西2丁目)

この試験は、後志町村職員の「一般事務職」の採用資格試験です。

1 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
一般事務職 初級 上級	町村長部局、教育委員会等各種委員会事務局、議事事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- 初級試験は、平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。
- 上級試験は、昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。

ただし、日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

年金事務相談所開設日程

■平成25年7月25日(木)

- ・ 岩内町 岩内地方文化センター
- ・ 開設時間は10:00～15:30とし、事前予約制です



予約受付

- ・ 小樽年金事務所お客様相談室 ☎0134-65-5002

不燃(粗大含む) ごみ受入停止日



■受入停止日 7月29日(月)■

お問い合わせ

- 岩内地方衛生組合じん芥処理場 TEL 62-6251

介護保険料納期限のお知らせ

7月25日(木)は介護
保険料の納入期限です。
忘れずに納めましょう!



7月の相談日程

札幌弁護士会しりべし弁護士相談センター

7月 3日(水) 10日(水) 17日(水) 24日(水) 31日(水)

- ・ 事前予約制
- ・ 予約受付
 平日午前10時～午後4時
- ・ 岩内町高台84-3
 ☎0135-62-8373



7月の 救急 当番医

診療時間
9時～
17時まで



7月7日(日)	小林整形外科医院	☎62-3451
8日(月)	岩内協会病院 <small>岩内神社祭典</small>	☎62-1021
14日(日)	発足診療所	☎74-3009
15日(月)	北内科クリニック <small>海の日</small>	☎62-1457
21日(日)	千葉外科医院	☎62-0981
28日(日)	岩内協会病院	☎62-1021

戸籍の窓

25年5月20日～25年6月19日

いじめいふくをお祈りします

【死亡】

(盃) 草薙 春雄さん 86才
5月20日死亡
(盃) 吉村 正治さん 100才
5月22日死亡
(興志内) 小林 幸子さん 86才
6月9日死亡

【転出】

札幌市 6人 旭川市 1人
岩内町 1人



人のらごき

世帯	951戸	前月比	3戸
人口	1,850人		-3人
男	865人		-3人
女	985人		0人

地区別の世帯と人口

	世帯	人口	前月比
泊地区	307戸	642人	-5
盃地区	182戸	352人	-3
茅沼地区	186戸	370人	±0
老人ホーム	86戸	86人	+6
渋井地区	120戸	245人	-1
堀株地区	70戸	155人	±0
計	951戸	1,850人	-3

[25. 5. 31 現在 住民基本台帳]

とまり木文芸

俳句・川柳

吟じると雲が去り行き夕焼が

泊海山

汗流し一般質問から回り

泊海山

外来草橙色に染めて夏

武井和子

夏祭り船のマストに魚旗ゆれて

武井和子

短歌 (399)

近江谷乃婦

水浴びて濡れ羽色の艶やかさ鴉は庭にて羽繕ひをする

赤坂明希子

堀の内勿忘草の群の中白のほっそり一人静か

立花 孝子

歳月はかの我な子を母として抱かれし児に面かけ残し

小林ヒロ子

蝦夷富士の裾野で曾孫の運動会ニセコ連山太鼓が響く

乃婦

里山の社に咲ける山吹に太田道灌の古歌を思へり

明希子

かきつばた手入れ不足にいかりしか濃き紫の一本咲ける

無名女

一盃の濃茶に誘われ仲間入り正座かなわぬ我れも居並ぶ

芳扇

たくましく育ちし曾孫よちらちらと振り返りつゝ、走る姿は



交通安全

通年展開 デイ・ライト (昼間点灯) 運動実施中!



再生紙を使用しています